

国民年金だより



◆年金生活者支援給付金手続き

の1)案内

年金生活者支援給付金制度とは

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金のお支払いは、原則、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。詳しくは、**【請求手続きの流れ】**をご覧ください。

対象となる方

●老齢基礎年金を受給している方

①～③すべての条件を満たす方です。

① 65歳以上の老齢基礎年金の受給

者である。

② 同一世帯の全員が町民税非課税である。

③ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が87万9,900円以下である。

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得が462万1,000円以下である。(扶養親族の数に応じて増額されます)

※障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

請求手続きの流れ

① 請求書に、氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出します。

これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

② 審査結果の通知が日本年金機構から到着します。

年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後に送られます。

③ お支払い月の月上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着します。

④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給されます。

支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。支給要件を満たさなくなった場合、

年金生活者支援給付金は支給されません。その際は、年金生活者支援給付金不該当通知書が送付されます。



◆日本年金機構の職員や委託事業者などとして、現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

電話や訪問により、預貯金額や口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。公的年金について、電話や訪問をすることがあるのは、日本年金機構及び当機構が業務委託を行っている委託業者だけです。職員及び委託業者が訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し、お客様に提示します。

委託業者など、日本年金機構の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありません。職員が自

宅へ訪問して現金をお預かりする場合は、その場で「領収証書」を発行します。

日本年金機構の職員が行う公的年金の手続き・年金証書などの再発行には手数料は一切かかりません。

◆年金相談お手続きの際は、ぜひJICA約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

① 予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

② ご予約の際は、基礎年金番号のわかるもの、年金手帳や年金証書などをご注意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話 0570-05-4890 またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002